

第72回 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成28年6月28日（火曜日）
午前10時

場所 ホテルJALシティ田町 東京
地下1階 「らんほう鸞鳳の間」

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

● 決議事項のご案内

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 監査役4名選任の件

第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金
贈呈ならびに監査役の退職慰労
金制度廃止に伴う打ち切り支給
の件

株式会社プロネクサス

証券コード 7893



本招集通知は、PC・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<http://p.sokai.jp/7893/>



■ 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第72回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は昭和5年に株券印刷の専門会社として創業しましたが、近年は企業の情報開示に関わるドキュメントの作成実務を支援する会社として事業領域を拡げ、法制度の改正や情報開示の電子化が相次ぐ中、独自のITでお客様の開示業務を支援させていただいております。

制度環境が大きく変化する中で、当社は本年4月より平成31年3月までの3カ年にわたる「新中期経営計画2018」を策定いたしました。本計画の推進により、お客様の実務をより幅広い領域で支援すべく、新たなサービスを提供するとともに、計画達成に向け、全社一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



平成28年6月

代表取締役社長 上野 剛 史

目 次

■ 招集ご通知

第72回定時株主総会招集ご通知	2
議決権の行使等についてのご案内	3

■ 事業報告

1. 企業集団の現況	5
2. 会社の現況	11
3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	16
4. 会社の支配に関する基本方針	19
5. 剰余金の配当等の決定に関する方針	24

■ 連結計算書類

連結貸借対照表	25
連結損益計算書	26
連結株主資本等変動計算書	27
連結注記表	28

■ 計算書類

貸借対照表	38
損益計算書	39
株主資本等変動計算書	40
個別注記表	41

■ 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告	47
計算書類に係る会計監査報告	49
監査役会の監査報告	51

■ 株主総会参考書類

第1号議案	取締役9名選任の件	53
第2号議案	監査役4名選任の件	58
第3号議案	退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	61

株 主 各 位

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、**平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分まで**に到着するようご送付ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、賛否をご入力のうえ、**平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分まで**に議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日時	平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場所	東京都港区芝浦三丁目16番18号 ホテルJALシティ田町 東京 地下1階「 <small>らんほう</small> 鷺鳳の間」 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 1. 第72期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第72期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役4名選任の件 第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに監査役の退職慰労金 制度廃止に伴う打ち切り支給の件
4. 議決権の行使等 についてのご案内	3頁に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

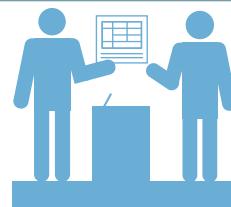
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.pronexus.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権の行使等についてのご案内

期 限 平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分まで

株主総会へ出席する場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
（ご捺印は不要です。）



「議決権行使書」を郵送する場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（上記の行使期限までに到着するようご返送ください。）



インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使サイト <http://www.evote.jp/>

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、上記の議決権行使サイトにアクセスのうえ、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、上記行使期限までに賛否をご入力ください。

ご不明な点等がございましたら、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。



システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電 話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9：00～午後9：00

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード*、EZweb*、Yahoo! *ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。）
* 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo! ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。

(2) インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- ④ 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ⑤ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(提供書面)

■ 事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策の継続等により、企業業績や雇用環境が緩やかな回復を続けました。しかしながら個人消費の回復が遅れ、海外においては中国および新興国の経済低迷が続くなどマイナス要因も懸念されております。当社事業との関連性が高い国内証券市場においては、投資信託の販売増や上場企業数の増加等、当社にとっての追い風は続いたものの、日経平均株価が期初の19,000円台から16,000円台まで下落し、先行き不透明感の強い状況にありました。

このような状況のもと、投資信託市場の活況を受けて関連製品の販売量が増加したほか、コーポレートガバナンス・コードの制定による企業の投資家との対話意欲の高まりに伴って、対応する製品の売上が増加いたしました。一方、当連結会計年度より連結範囲の見直しをおこない、a 2 m e d i a グループを連結子会社から持分法適用関連会社に変更したことにより、同社グループの外部売上高が減少いたしました。この結果、当連結会計年度の売上高は前期比0.7%減の20,971百万円となりました。なお、連結範囲の変更影響額約15億円を除きますと、実質約7%の増収となっております。

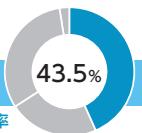
売上原価は、新E D I N E Tに対応するシステム関連コストのうち、一過性の初期コスト負担がなくなったことと、a 2 m e d i a グループ関連コストが大きく減少したことを主因として、前期に比べ1,126百万円減少いたしました。これにより、売上原価率が前期比で4.9ポイント改善し、59.5%となりました。この結果、売上総利益は前期比13.0%増の8,491百万円となりました。一方、販売費及び一般管理費は、営業体制強化に伴う人員増等により、前期比13.5%増の6,265百万円となりました。この結果、営業利益は前期比11.8%増の2,226百万円となりました。

営業外収益103百万円と営業外費用74百万円を加減し、経常利益は前期比10.8%増の2,255百万円となりました。税金等調整前当期純利益は、保有不動産の譲渡等に伴う特別利益904百万円および特別損失691百万円を計上したことにより、前期比19.1%増の2,468百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比23.7%増の1,680百万円となりました。

企業集団の製品区分別売上状況は次のとおりであります。

製品区分別の概況

上場会社ディスクロージャー関連

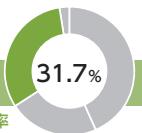


売上高 **9,124**百万円
前期比 **4.1%**増

招集通知のカラー化がより幅広い企業に進展するとともに、証券市場の活況を背景にファイナンス・IPO件数が増加し売上に寄与いたしました。これらの要因により、上場会社ディスクロージャー関連の売上高は、前期比4.1%増の9,124百万円となりました。

なお、本年3月末の国内上場会社数は約3,600社（前期比約30社増）と、減少から増加に転じた昨年度に引き続き増加いたしました。

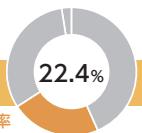
金融商品ディスクロージャー関連



売上高 **6,655**百万円
前期比 **10.8%**増

投資信託等の金融商品関連分野においては、制度改革に伴う売上減少が見込まれた投資信託運用報告書が受注量の増大により増収となったほか、投資信託市場の活況を受けて目論見書や各種販売用資料、Webサービス等の受注量が大きく増加いたしました。この結果、金融商品ディスクロージャー関連の売上高は、前期比10.8%増の6,655百万円となりました。

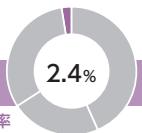
上場会社 I R 関連等



売上高 **4,689**百万円
前期比 **20.3%**減

コーポレートガバナンス・コードの制定を背景として、英文 I R（翻訳）サービスの受注が大きく増加したほか、I R サイト構築等の Web サービスや株主総会のビジュアル化サービス等の受注が増加いたしました。しかしながら、前述のとおり a 2 media グループの外部売上高が除外されたことが増収分を大きく上回りました。この結果、上場会社 I R 関連等の売上高は、前期比 20.3% 減の 4,689 百万円となりました。なお、連結範囲変更の影響額を除きますと、実質約 7% の増収となっております。

データベース関連



売上高 **502**百万円
前期比 **8.5%**増

データベース関連では、既存顧客の契約更新が好調に推移するとともに新規受注も寄与いたしました。この結果、データベース関連の売上高は、前期比8.5%増の502百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、1,069百万円であります。

その主なものは、開示業務支援システム等の開発費用677百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の重要な該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第69期 (平成25年3月期)	第70期 (平成26年3月期)	第71期 (平成27年3月期)	第72期 (平成28年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	18,031	19,882	21,119	20,971
営業利益 (百万円)	1,826	2,107	1,991	2,226
経常利益 (百万円)	1,821	2,246	2,036	2,255
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,166	1,417	1,358	1,680
1株当たり当期純利益 (円)	34.69	43.63	43.72	56.28
総資産 (百万円)	27,812	27,890	27,478	27,624
純資産 (百万円)	21,758	21,819	20,934	20,852
1株当たり純資産額 (円)	646.90	668.41	693.30	716.79



(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社アスコミュニケーションズ	30	100.0	データ加工、情報セキュリティ管理およびシステム開発
日本財務翻訳株式会社	80	100.0	開示書類の翻訳
台湾普羅納克廈斯股份有限公司	15 百万新台幣ドル	100.0	日系企業向けBPO事業

(注) 当社の連結子会社でありました株式会社 a 2 m e d i a は、当連結会計年度より持分法適用関連会社となったことに伴い、重要な子会社から除外しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、制度環境が大きく変化する中、以下の課題に取り組むことにより、事業領域の拡張、競争力・収益力・顧客満足の向上をおこなってまいります。

- ① 開示に係る制度環境の変化に対応した中核ビジネスの売上・収益維持および拡大
- ② システムサポート・BPOサービスの強化による実務支援領域の拡大
- ③ 金融商品マーケットの多様化と市場拡大に対応した新たなサービス体制の構築
- ④ コーポレートガバナンス・コードの導入に対応したIR支援サービスの強化
- ⑤ 海外投資家の増大と資本市場のグローバル化に対応した英文開示体制の構築と強化
- ⑥ Web化の進展に対応した企画制作体制の構築と強化
- ⑦ アジア市場における日系企業支援サービス体制の構築と強化
- ⑧ 領域拡大に対応する営業支援体制・バックヤードの整備
- ⑨ 印刷設備の安定稼働による内製率のさらなる向上と収益力の向上

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

ディスクロージャー・IRに係る情報加工の総合サービス

(6) 主要な事業所および工場 (平成28年3月31日現在)

① 当社

- 本社 : 東京都港区海岸一丁目2番20号 汐留ビルディング
大阪支店 : 大阪市中央区北浜一丁目8番16号 大阪証券取引所ビル
札幌営業所 : 札幌市中央区北二条西三丁目1番地 敷島ビル
名古屋営業所 : 名古屋市中区錦二丁目12番14号 MANHYO第一ビル
広島営業所 : 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル
福岡営業所 : 福岡市中央区天神二丁目8番30号 天神西通りビジネスセンター
戸田工場 : 埼玉県戸田市南町6番7号

② 主要な子会社

- 1) 株式会社アスプロコミュニケーションズ
所在地: 富山県富山市婦中町島本郷10番地8
2) 日本財務翻訳株式会社
所在地: 東京都港区海岸一丁目2番20号 汐留ビルディング
3) 台湾普羅納克廈斯股份有限公司
所在地: 台湾台北市信義区基隆路2段51号

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
967名	6名減

- (注) 1. 上記使用人数には、嘱託および臨時雇用者は含んでおりません。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて6名減少したのは、当社の連結子会社でありました株式会社 a 2 m e d i a が当連結会計年度より持分法適用関連会社となったことに伴い、同社を連結の範囲から除外したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
660名	29名増	39.7歳	12.0年

- (注) 上記使用人数には、嘱託および臨時雇用者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	100
株式会社三井住友銀行	100
株式会社三菱東京UFJ銀行	100
日本生命保険相互会社	50

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 139,500,000株

② 発行済株式の総数 33,444,451株

(注) 平成27年5月15日付で実施した自己株式の消却により、前期末と比べて2,883,249株減少しております。

③ 株主数 12,175名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	株	%
上野守生	7,761,880	26.68
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,586,500	5.45
上野誠子	1,410,780	4.85
プロネクサス社員持株会	1,223,590	4.21
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	933,600	3.21
上野吉生	796,000	2.74
峯戸松明子	729,600	2.51
上野剛史	728,620	2.50
岡田達也	563,200	1.94
上野大介	463,120	1.59

(注) 持株比率は自己株式 (4,353,600株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	上 野 守 生	日本財務翻訳株式会社 代表取締役会長 株式会社リンガーハット 社外監査役
代表取締役社長	上 野 剛 史	株式会社アспコミュニケーションズ 代表取締役社長 台湾普羅納克廈斯股份有限公司 董事長
取締役	渡 辺 八 男	専務執行役員 営業本部長
取締役	川 口 誠	常務執行役員 製造本部長兼品質管理部、NAPS推進室担当
取締役	瀧 正 英	常務執行役員 情報システム本部長
取締役	藤 澤 賢 二	常務執行役員 管理本部長兼法務・コンプライアンス室長
取締役	大和田 雅 博	執行役員 社長室長兼グループ企業担当
取締役	清 水 雄 輔	株式会社キッツ 名誉最高顧問
常勤監査役	中 野 研 一	
常勤監査役	中 川 幸 三	キーコーヒー株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ニッキ 社外監査役
監査役	金 子 光 邦	港総合法律事務所 弁護士
監査役	竹 内 洋	オールニッポン・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 清水建設株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役清水雄輔氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役中川幸三氏、監査役金子光邦氏および監査役竹内洋氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、上記社外取締役1名および社外監査役3名を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 常勤監査役中川幸三氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役竹内洋氏は、金融機関の取締役常務執行役員として財務部門を担当するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
小川 康博	平成27年6月25日	任期満了	取締役 常務執行役員 管理本部長兼法務・コンプライアンス室担当

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給員数	報酬等の総額
	名	百万円
取締役	9	179
(うち社外取締役)	(1)	(7)
監査役	4	42
(うち社外監査役)	(3)	(27)
合計	13	222
(うち社外役員)	(4)	(34)

- (注) 1. 上記には、平成27年6月25日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第60回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成13年6月28日開催の第57回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度に計上しております役員退職慰労引当金
監査役 4名 4百万円（うち社外監査役 3名 3百万円）

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役清水雄輔氏は、株式会社キッツの名誉最高顧問であります。当社は同社との間に営業上の取引関係があります。
- ・常勤監査役中川幸三氏は、キーコーヒー株式会社の社外取締役（監査等委員）および株式会社ニッキの社外監査役であります。当社はキーコーヒー株式会社との間には特別の関係はありませんが、株式会社ニッキとの間に営業上の取引関係があります。
- ・監査役金子光邦氏は、港総合法律事務所の弁護士であります。当社と同所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役竹内洋氏は、オールニッポン・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長および清水建設株式会社の社外取締役であります。当社はオールニッポン・アセットマネジメント株式会社との間には特別の関係はありませんが、清水建設株式会社との間に営業上の取引関係があります。

2) 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 清水雄輔	16回	94%	—	—
常勤監査役 中川幸三	17回	100%	14回	100%
監査役 金子光邦	16回	94%	14回	100%
監査役 竹内洋	16回	94%	14回	100%

ロ. 取締役会および監査役会における発言状況

- ・取締役清水雄輔氏は、経営者としての豊富な経験と見識を活かし、経営全般に関する有意義な発言を積極的におこなっております。
- ・常勤監査役中川幸三氏は、主に財務・会計等に関し、公認会計士および税理士として専門的見地からの発言をおこなっております。
- ・監査役金子光邦氏は、主に法令・定款等の遵守状況に関し、弁護士として専門的見地からの発言をおこなっております。
- ・監査役竹内洋氏は、経営に関する豊富な知識・経験にもとづき、その専門的見地からの発言をおこなっております。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツより I F R S（国際財務報告基準）に関する助言等を受けております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社の社会的責任および企業倫理を果たすため、経営理念にもとづく「社会・環境行動基準」を定め、当社の役員および従業員（以下、社員等という。）に周知徹底させる。
- 2) 全社のコンプライアンスを推進するため、法務・コンプライアンス室を設置し、関連規程を整備するとともに、社員等に対し、マニュアルの配布・教育等を定期的におこなうことで、コンプライアンスに対する意識の維持・向上を図る。
- 3) 第三者機関による内部通報制度を導入し、不正行為等の早期発見、是正に努める。
- 4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる重要な意思決定および報告等に関する情報は、「文書管理規程」等社内規程にもとづき、保存および管理するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、「リスク管理規程」にもとづき、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに対し、未然防止、再発防止および迅速な対応に努めるものとする。
- 2) 社員等は、リスクを認識した際、その情報内容および入手先等の情報を迅速かつ正確にリスク管理統括部門である総務部へ報告する。
- 3) 自然災害など緊急かつ重大なリスク発生時に、早期の事業再開および可能な限りのリスク低減を目的として「事業継続管理規程」を定め、当社事業の継続を確保するための体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、当社の経営に関わる重要事項の審議ならびに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督をおこなう。
- 2) 当社は、経営と執行の分離の観点から執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会が定める組織規程および職務権限規程にもとづき、所管する各部門の業務を執行する。
- 3) 取締役会は、中期経営計画および年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、各執行役員の所管する部門ごとに業績目標を明確化し、その進捗を執行役員会で定期的に報告させ、執行役員の業務執行を監督する。

- 4) 業務執行に関する重要事項の審議・決定および取締役会の事前審議機関として、社内取締役および常務執行役員以上で構成する経営会議を原則毎週1回開催し、各部門の業務執行、予算執行の適正化ならびに意思決定の迅速化を図る。
- ⑤ **会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- 1) 当社は、経営理念および「社会・環境行動基準」にもとづき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - 2) 当社は「関係会社管理規程」にもとづき、各グループ会社の状況に応じて必要な管理をおこなう。また、各グループ会社の経営成績その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
 - 3) 内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査をおこなう。
- ⑥ **監査役職務を補助すべき使用人に関する事項**
- 1) 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、必要な人員を配置する。また、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。
 - 2) 当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ⑦ **当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- 1) 当社および子会社の社員等は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または社員等による違法もしくは不正な行為を発見したときは、しかるべき手順にもとづき、速やかに監査役に報告する。
 - 2) 監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社および子会社の社員等に求めることができる。
- ⑧ **上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- 社員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- ⑨ **当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項**
- 1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条にもとづく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - 2) 監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

⑩ その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- 1) 社員等の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- 2) 社長との定期的な会議（意見交換会など）を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社は、全社的なコンプライアンス推進部門である法務・コンプライアンス室を中心に、当社経営理念および「社会・環境行動基準」にもとづくコンプライアンス意識の維持・向上活動を、全社員を対象に実施しております。

また、社内教育については全社員を対象としたコンプライアンス研修を定期的に行うとともに、併せて理解度確認テストを実施するなど、コンプライアンスに関する理解深耕と意識の醸成に努めております。

② リスク管理

当社は「リスク管理規程」にもとづき、各部門における対応すべきリスクの洗い出し、識別、分析および対応策の検討をリスク管理統括部門である総務部を中心におこなっております。

情報セキュリティに関しては、全社範囲で認証取得しておりますISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の活動のもと、システム単位でのリスクの特定および予防・是正処置の実施を「インサイダー・情報セキュリティ委員会」において検討、決定しております。また、全社員に対しての「ウイルス防災訓練」やeラーニングによる教育等を通じてセキュリティ意識の向上、事故の防止に努めております。

また、地震など自然災害発生時に従業員の安否が確認できるよう、安否確認システムを導入し、全従業員を対象とした安否確認訓練を毎年実施しています。

③ 監査役監査

監査役は、取締役会等重要な会議への出席のほか、業務執行に係る重要書類等を確認し、当社および子会社の役員および従業員から監査に必要な情報について随時報告を受けております。また、会計監査人、監査室および法務・コンプライアンス室との情報交換等を通じて緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との意見交換を定期的に行うなど、監査の実効性確保に努めております。

④ コーポレートガバナンス

当社は、株主の皆様をはじめとしたステークホルダーに対し、当社のコーポレートガバナンスについての考え方や枠組みを示すとともに、当社役員および従業員の行動指針とすることで、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図ることを目的として、平成27年11月13日に「プロネクサス コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定いたしました。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をなされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などをおこなう必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する取り組みについての概要

当社は、昭和5年に株券印刷の専門会社として創業しましたが、近年はディスクロージャー分野全般に事業分野を広げ、法制度の改正や情報開示の電子化が相次ぐ中で、お客様への支援サービスの充実に取り組んでおります。こうした諸活動の結果、主要製品については市場シェア50%以上(注)を占め、お客様からも多くのリピートをいただいております、当社サービスに対し、高い評価を得てきております。

(注) 全上場会社のうち、当社の主要製品である有価証券報告書や株主総会招集通知を受注している顧客数の割合(平成28年3月末現在)

このような当社および当社グループの企業価値の主な源泉は、法制度に適合した正しい情報開示を支援するコンサルティングサービス、お客様の情報開示実務を効率化・高精度化するIT活用支援サービス、短納期でミスのない高品質の製品作りを集中的におこなえる生産体制にあり、その蓄積がブランド価値としてお客様に浸透するとともに、良好な業績の継続と現在の企業価値につながっていると自負いたしております。

また当社は、ディスクロージャー実務支援の業務を通して資本市場の健全な成長に貢献する社会的インフラともいべき役割を担っております。こうした役割を最大限に発揮できる事業運営体制を整備、充実させていくことが、結果として企業価値および株主共同の利益の最大化につながるものと考えております。

当社は経営の基本方針にもとづき、当社が果たすべき基本的使命の確実な遂行によりお客様の高い信頼を得るとともに、事業環境の大きな変化の中で中長期の成長シナリオを描き実現するために、以下の戦略を推進いたします。

- 1) コンプライアンスの徹底と情報セキュリティ体制のさらなる整備
- 2) コンサルティングを始め各分野でお客様にご満足と信頼を頂くための、高い専門性の獲得と提供
- 3) 最新のITでお客様の業務効率を高める開示支援システムの開発とサービス領域の拡大
- 4) Web化の進展を事業の成長に取り込むWeb企画開発体制の構築と強化
- 5) M&Aを含めた事業領域の拡張と新たなビジネスモデルの構築
- 6) 低コスト生産体制の構築と、Web化の進展に対応した新たな生産構造の構築

これらの取り組みを着実に遂行することにより、当社および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成20年4月30日開催の取締役会において導入し、直近では平成23年6月28日開催の当社定時株主総会において承認をいただいた「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」につき、平成26年5月7日開催の取締役会決議にもとづき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます。）として継続することを決定いたしました。また、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会に付議し、承認をいただいております。

1. 本プランの目的・必要性

当社が本プランを継続する重要な背景として、当社事業特有の高い社会性があります。当社がお客様から受注するディスクロージャー書類の多くは、投資家が適切な投資判断をおこなうために法律・制度で定められたものであり、その内容の適正性や納期の厳格性は、一般の印刷物と大きく異なります。このため当社は、いわば資本市場に直結した一種の社会的インフラの一翼を担っているといえます。従って、当社事業の継続性は、お客様のみならず、資本市場に参加する投資家、市場関係者の活動の継続性とも強いつながりを持っています。また、有価証券報告書等の主要開示書類において当社が50%以上のシェアを保有しているため、その影響は極めて大きなものがあります。

当社は、こうした事業特性が必然的にもたらす社会的責任の観点から、当社株式の大規模買付行為をおこなおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに大規模買付行為をおこなおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

なお、本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社社外監査役、または社外の有識者で、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様が適時適切に情報開示をおこなうことにより透明性を確保することとしております。

2. 本プランの内容

a. 本プランに係る手続き

I. 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株券等の買付け、またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除く。係る行為を以下、「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等をおこない、またはおこなおうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

II. 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、「意向表明書」を当社の定める書式により提出していただきます。

III. 「本必要情報」の提供

上記II.の「意向表明書」をご提出いただいた後、買付者等におきましては、当社に対し、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報を、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」に従い、提供していただきます。

IV. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。

(i) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には90日間

V. 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対し、買付者等が本プランに係る手続きを遵守しなかった場合、または当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められるため、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、対抗措置の発動を勧告します。

VI. 取締役会の決議

当社取締役会は、上記V.の独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から直ちに対抗措置の発動または不発動の決議をおこなうものとします。

Ⅶ. 対抗措置の中止または発動の停止

上記Ⅵ. の決議後、または発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合、または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告にもとづき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止をおこなうものとします。

Ⅷ. 大規模買付等の開始

買付者等は、上記Ⅰ. からⅥ. に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

b. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記2. a. Ⅵ. に記載の決議にもとづき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てをおこなうこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

c. 本プランの有効期間

平成26年5月7日から3年間（平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで。）

④ 本プランの合理性

1. 基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

2. 株主の共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性確保の原則」）をすべて充足しており、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

3. 会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的におこなう取締役会の諮問機関として当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した者から構成されている独立委員会を設置しております。また本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題と認識し、諸施策を実施しております。配当につきましては、安定配当をベースに業績および経営環境等を総合的に加味した配当の継続を基本方針とし、原則30%以上の連結配当性向を基準としております。

当社は会社法第459条の規定にもとづき、剰余金の配当を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によっておこなうことができる旨を当社定款に定めております。当事業年度の期末配当につきましては、業績が期初予想を上回る水準となったことを勘案し、平成28年5月18日の取締役会決議にもとづき、前期から2円増配し、当社普通株式1株につき11円とさせていただく予定です。なお、平成27年10月30日開催の取締役会決議にもとづき、当社普通株式1株につき12円（普通配当9円、創業85周年記念配当3円）の中間配当を実施しておりますので、この結果、年間配当は23円となり、連結配当性向は40.9%となります。

また当社は、株主への利益還元と資本効率の向上に資する自社株式取得を重視しております。当事業年度においても853千株の自己株式を取得するとともに、平成27年5月15日付で2,883千株を消却いたしました。この結果、平成28年3月末時点で発行済株式総数の約13.0%、4,353千株を保有しております。また、配当と自己株式取得を合わせた総還元性向は、99.9%と引き続き高水準にあります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

単位：千円

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	15,152,600
現金及び預金	7,114,214
受取手形及び売掛金	1,938,498
有価証券	5,291,498
仕掛品	357,621
原材料及び貯蔵品	7,065
繰延税金資産	279,227
その他	165,643
貸倒引当金	△1,168
固定資産	12,471,644
有形固定資産	4,133,389
建物及び構築物	1,432,815
機械装置及び運搬具	588,715
土地	1,928,689
その他	183,168
無形固定資産	2,450,805
投資その他の資産	5,887,449
投資有価証券	4,660,413
繰延税金資産	313,436
その他	937,473
貸倒引当金	△23,873
資産合計	27,624,245

科 目	金 額
負 債 の 部	
流動負債	3,735,774
買掛金	657,222
短期借入金	50,000
未払法人税等	936,126
賞与引当金	526,675
その他	1,565,750
固定負債	3,036,303
長期借入金	300,000
繰延税金負債	692,416
役員退職慰労引当金	39,192
退職給付に係る負債	1,675,169
その他	329,525
負債合計	6,772,078
純 資 産 の 部	
株主資本	20,379,873
資本金	3,058,650
資本剰余金	4,683,596
利益剰余金	16,104,331
自己株式	△3,466,705
その他の包括利益累計額	472,293
その他有価証券評価差額金	764,237
為替換算調整勘定	3,341
退職給付に係る調整累計額	△295,285
純資産合計	20,852,166
負債純資産合計	27,624,245

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

単位：千円

科 目	金 額	
売上高	20,971,428	
売上原価	12,480,090	
売上総利益	8,491,337	
販売費及び一般管理費	6,265,005	
営業利益	2,226,331	
営業外収益		
受取利息及び配当金	22,789	
持分法による投資利益	1,600	
設備賃貸料	21,496	
その他	57,626	103,513
営業外費用		
支払利息	2,639	
投資事業組合運用損	28,995	
その他	42,634	74,269
経常利益	2,255,576	
特別利益		
固定資産売却益	904,437	904,437
特別損失		
固定資産売却損	617,494	
減損損失	28,384	
投資有価証券評価損	45,435	691,314
税金等調整前当期純利益	2,468,699	
法人税、住民税及び事業税	1,262,529	
法人税等調整額	△474,252	788,276
親会社株主に帰属する当期純利益	1,680,422	

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

単位：千円

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,058,650	4,683,596	17,084,798	△4,498,785	20,328,259
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△628,833		△628,833
親会社株主に帰属する当期純利益			1,680,422		1,680,422
自己株式の取得				△999,975	△999,975
自己株式の消却			△2,032,056	2,032,056	－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△980,467	1,032,080	51,613
当期末残高	3,058,650	4,683,596	16,104,331	△3,466,705	20,379,873

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	628,946	4,687	△201,546	432,086	173,751	20,934,098
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△628,833
親会社株主に帰属する当期純利益						1,680,422
自己株式の取得						△999,975
自己株式の消却						－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	135,290	△1,345	△93,738	40,206	△173,751	△133,545
連結会計年度中の変動額合計	135,290	△1,345	△93,738	40,206	△173,751	△81,931
当期末残高	764,237	3,341	△295,285	472,293	－	20,852,166

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数および連結子会社の名称

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社アスプロコミュニケーションズ
日本財務翻訳株式会社
台湾普羅納克廈斯股份有限公司

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社a 2mediaおよびJapan REIT株式会社については、支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

② 非連結子会社の名称等

- ・ 主要な非連結子会社の名称 主要な非連結子会社はありません。
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数および主要な会社等の名称

- ・ 持分法適用の関連会社の数 5社
- ・ 持分法適用の関連会社の名称 株式会社a 2media
Japan REIT株式会社
ブレインプレス株式会社
株式会社ミツエーリンクス
株式会社ディスクロージャー・プロ

上記のうち、株式会社a 2mediaおよびJapan REIT株式会社については、前連結会計年度まで連結子会社でありましたが、支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったため、当連結会計年度より持分法適用関連会社としております。

また、当連結会計年度において株式会社a 2mediaから分社化したブレインプレス株式会社について、持分法適用関連会社を含めております。

② 持分法を適用しない主要な非連結子会社および関連会社の名称等

- ・ 主要な非連結子会社の名称 主要な非連結子会社はありません。
- ・ 主要な関連会社の名称 主要な関連会社はありません。

- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

1) 有価証券

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2) 棚卸資産

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・原材料、貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………15年～38年

機械装置及び運搬具……………10年

2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづいております。

3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- 1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。
- 3) 役員退職慰労引当金
当社監査役および一部の子会社取締役の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給内規にもとづく期末要支給見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、5～7年間の定額法により償却をおこなっております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 1) 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額にもとづき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- 2) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(5) 会計方針の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更をおこなっております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

有形固定資産の減価償却方法の変更

当社および国内連結子会社は、従来、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

この変更は、当連結会計年度における大型の新規設備投資を契機に、有形固定資産の使用実態を検討した結果、今後は有形固定資産の長期安定的な稼働が見込まれることから、減価償却方法として定額法を採用することが、有形固定資産の実態をより適正に反映する合理的な方法であると判断したためであります。

この変更により、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度の減価償却費は86,490千円減少し、売上総利益は76,378千円、営業利益および経常利益ならびに税金等調整前当期純利益はそれぞれ86,490千円増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	3,221,154千円
----------------	-------------

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	36,327,700株	－株	2,883,249株	33,444,451株

(注) 普通株式の発行済株式総数の減少2,883,249株は、自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,383,249株	853,600株	2,883,249株	4,353,600株

(注) 1. 普通株式の株式数の増加853,600株は、市場買付けによる取得によるものであります。
2. 普通株式の株式数の減少2,883,249株は、消却によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

1) 平成27年5月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 269,500千円
- ・ 1株当たり配当額 9円
- ・ 基準日 平成27年3月31日
- ・ 効力発生日 平成27年6月4日

2) 平成27年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 359,333千円
- ・ 1株当たり配当額 12円
- ・ 基準日 平成27年9月30日
- ・ 効力発生日 平成27年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 平成28年5月18日開催の取締役会において次のとおり決議する予定であります。

- ・ 配当金の総額 319,999千円
- ・ 1株当たり配当額 11円
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月7日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産でおこない、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、元本保証の安全な運用を除き、ヘッジ目的以外にはおこなわないものとしております。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理をおこなうとともに、回収遅延債権については、定期的に各担当執行役員へ報告され、個別に把握および対応をおこなう体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、安全運用に係る短期のもの（マネー・マネジメント・ファンド、コマーシャルペーパー等）、業務上の関係を有する企業等の株式および投資事業組合出資であります。主に債券や上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しており、また、その内容が経営会議に報告されております。

営業債務である買掛金は、ほぼすべてが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は機械設備購入に係る資金調達ですが、両者共に固定金利のために金利変動リスクはございません。

法人税、住民税（都道府県民税および市町村民税をいう。）および事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

また、これら営業債務、借入金および未払法人税等の金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従うこととしておりますが、当連結会計年度において、デリバティブ取引はおこなっておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

単位：千円

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	7,114,214	7,114,214	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,938,498	1,938,498	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	2,202,898	2,202,938	39
② その他有価証券	5,950,031	5,950,031	—
(4) 買掛金	(657,222)	(657,222)	—
(5) 短期借入金	(50,000)	(50,000)	—
(6) 未払法人税等	(936,126)	(936,126)	—
(7) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	(300,000)	(300,693)	(693)

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 買掛金および(5) 短期借入金ならびに(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

- ・非上場株式（連結貸借対照表計上額926,988千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

- ・投資事業組合出資（連結貸借対照表計上額871,992千円）については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められているもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	716円79銭
(2) 1株当たり当期純利益	56円28銭

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付制度の概要

当社および一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間にもとづいた一時金または年金を支給します。退職一時金制度（すべて非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間にもとづいた一時金を支給します。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,917,001千円
勤務費用	231,609千円
利息費用	26,661千円
数理計算上の差異の発生額	224,212千円
退職給付の支払額	△90,606千円
退職給付債務の期末残高	<u>3,308,878千円</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,548,570千円
期待運用収益	23,228千円
数理計算上の差異の発生額	6,051千円
事業主からの拠出額	112,890千円
退職給付の支払額	△57,032千円
年金資産の期末残高	<u>1,633,708千円</u>

③ 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,061,299千円
年金資産	△1,633,708千円
	<u>427,590千円</u>
非積立制度の退職給付債務	<u>1,247,578千円</u>
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	<u>1,675,169千円</u>
退職給付に係る負債	<u>1,675,169千円</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>1,675,169千円</u>

④ 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	231,609千円
利息費用	26,661千円
期待運用収益	△23,228千円
数理計算上の差異の費用処理額	105,689千円
過去勤務費用の費用処理額	△15,305千円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>325,427千円</u>

⑤ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	15,305千円
数理計算上の差異	112,471千円
合計	<u>127,776千円</u>

⑥ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	－千円
未認識数理計算上の差異	425,482千円
合計	<u>425,482千円</u>

⑦ 年金資産に関する事項

1) 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	67%
株式	13%
貸付金	14%
その他	6%
合計	<u>100%</u>

2) 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.5%
長期期待運用収益率	1.5%
予想昇給率	5.3%

7. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

単位：千円

科目	金額
資産の部	
流動資産	14,386,222
現金及び預金	6,556,829
受取手形	26,964
売掛金	1,908,012
有価証券	5,291,498
仕掛品	196,469
原材料及び貯蔵品	7,052
前払費用	167,292
繰延税金資産	217,218
その他	16,053
貸倒引当金	△1,168
固定資産	11,692,077
有形固定資産	
3,399,108	
建物	1,060,787
構築物	23,675
機械及び装置	588,049
車両運搬具	665
工具器具備品	159,809
土地	1,565,689
建設仮勘定	432
無形固定資産	
2,430,092	
ソフトウェア	2,402,153
ソフトウェア仮勘定	20,878
その他	7,060
投資その他の資産	
5,862,876	
投資有価証券	3,969,118
関係会社株式	888,027
敷金及び保証金	633,828
施設利用会員権	65,181
その他	330,593
貸倒引当金	△23,873
資産合計	26,078,299

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,569,907
買掛金	784,739
短期借入金	50,000
リース債務	41,361
未払金	345,982
未払消費税等	178,603
未払法人税等	887,018
未払費用	329,276
前受収益	385,484
賞与引当金	389,092
その他	178,348
固定負債	2,204,301
長期借入金	300,000
リース債務	105,227
役員長期未払金	211,000
繰延税金負債	692,416
退職給付引当金	855,090
役員退職慰労引当金	30,442
その他	10,124
負債合計	5,774,208
純資産の部	
株主資本	19,539,854
資本金	3,058,650
資本剰余金	4,683,596
資本準備金	4,683,596
利益剰余金	15,264,312
利益準備金	177,336
その他利益剰余金	15,086,975
固定資産圧縮積立金	1,524,639
別途積立金	12,600,000
繰越利益剰余金	962,336
自己株式	△3,466,705
評価・換算差額等	764,237
その他有価証券評価差額金	764,237
純資産合計	20,304,091
負債純資産合計	26,078,299

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

単位：千円

科 目	金 額	
売上高		20,900,682
売上原価		12,597,561
売上総利益		8,303,120
販売費及び一般管理費		6,134,077
営業利益		2,169,042
営業外収益		
受取利息及び配当金	32,220	
設備賃貸料	63,637	
その他	54,933	150,792
営業外費用		
支払利息	2,639	
投資事業組合運用損	28,995	
その他	36,896	68,531
経常利益		2,251,302
特別利益		
固定資産売却益	904,437	904,437
特別損失		
固定資産売却損	628,844	
減損損失	28,384	
投資有価証券評価損	45,435	702,664
税引前当期純利益		2,453,075
法人税、住民税及び事業税		1,202,354
法人税等調整額		△447,919
当期純利益		1,698,640

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

単位：千円

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,058,650	4,683,596	4,683,596	177,336	2,208,682	12,600,000	1,240,542	16,226,561
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の積立					37,604		△37,604	－
固定資産圧縮積立金の取崩					△721,647		721,647	－
剰余金の配当							△628,833	△628,833
当期純利益							1,698,640	1,698,640
自己株式の取得								
自己株式の消却							△2,032,056	△2,032,056
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△684,043	－	△278,206	△962,249
当期末残高	3,058,650	4,683,596	4,683,596	177,336	1,524,639	12,600,000	962,336	15,264,312

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△4,498,785	19,470,022	628,946	628,946	20,098,968
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の積立		－			－
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
剰余金の配当		△628,833			△628,833
当期純利益		1,698,640			1,698,640
自己株式の取得	△999,975	△999,975			△999,975
自己株式の消却	2,032,056	－			－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			135,290	135,290	135,290
事業年度中の変動額合計	1,032,080	69,831	135,290	135,290	205,122
当期末残高	△3,466,705	19,539,854	764,237	764,237	20,304,091

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- | | |
|------------------|--|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ② 子会社株式および関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 決算日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
- なお、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

- | | |
|-----------|---|
| ① 仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
| ② 原材料、貯蔵品 | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
（リース資産を除く） | 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物……………15年～38年
機械及び装置……………10年 |
| ② 無形固定資産
（リース資産を除く） | 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづいております。 |

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき計上しております。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法)

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

監査役の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給内規にもとづく期末要支給見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理していません。

(6) 会計方針の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

有形固定資産の減価償却方法の変更

当社は、従来、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、当事業年度における大型の新規設備投資を契機に、有形固定資産の使用実態を検討した結果、今後は有形固定資産の長期安定的な稼働が見込まれることから、減価償却方法として定額法を採用することが、有形固定資産の実態をより適正に反映する合理的な方法であると判断したためであります。

この変更により、従来の方法によった場合と比べ、当事業年度の減価償却費は84,438千円減少し、売上総利益は74,515千円、営業利益および経常利益ならびに税引前当期純利益はそれぞれ84,438千円増加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,393,682千円
(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
① 短期金銭債権	1,077千円
② 短期金銭債務	392,267千円
③ 長期金銭債権	98,000千円
(3) 取締役に対する長期金銭債務	211,000千円

取締役に対する長期金銭債務は、平成20年6月24日開催の第64回定時株主総会において、承認可決された取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給に係る債務であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
売上高	4,596千円
外注加工費他	3,646,437千円
② 営業取引以外の取引高	
受取利息	1,950千円
設備賃貸料	43,032千円
固定資産譲渡高	698,456千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,383,249株	853,600株	2,883,249株	4,353,600株

- (注) 1. 普通株式の株式数の増加853,600株は、市場買付けによる取得によるものであります。
2. 普通株式の株式数の減少2,883,249株は、消却によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金否認額	261,264千円
賞与引当金否認額	120,074千円
役員長期未払金否認額	64,608千円
投資有価証券評価損否認額	54,989千円
関係会社株式評価損否認額	21,512千円
施設利用会員権評価損否認額	57,798千円
その他	263,418千円
繰延税金資産小計	843,665千円
評価性引当額	△346,611千円
繰延税金資産合計	497,054千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△299,086千円
固定資産圧縮積立金	△673,165千円
繰延税金負債合計	△972,252千円
繰延税金負債の純額	△475,197千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度および平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が27,628千円、当事業年度に計上された法人税等調整額が10,827千円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が16,800千円増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	564,355千円
1年超	423,266千円
合計	987,622千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)アスパ コミュニケーションズ	富山県 富山市	30,000	情報処理 サービス	直接100%	役員5名	データ加工および 情報セキュリティ 管理ならびにソフト ウェアの企画・ 制作	データ加工 (注)1、2	1,747,176	買掛金 未払金	94,854 24,032
								サーバネット ワーク機器等の 委託運営管理他 (注)1、3	436,409	未払金	39,257
								システム開発委託 (注)1、3	541,284	未払金	45,196
								土地建物等の譲渡 売却代金 売却損 (注)1、4	698,456 247,657	－ －	－ －

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 一般取引先の価格を参考に、取引価格を決定しております。
 3. 子会社から見積りを受領し、価格交渉の上決定しております。
 4. 従来貸与していた土地建物等を譲渡したもので、譲渡価額は不動産鑑定士の鑑定価格を参考に交渉により決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	697円95銭
(2) 1株当たり当期純利益	56円89銭

9. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社プロネクサス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 敬子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三井 勇治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宇治川雄士 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロネクサスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロネクサス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社プロネクサス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 林 敬子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三井 勇治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宇治川 雄士 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロネクサスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社プロネクサス 監査役会

常勤監査役 中野 研 一 ㊞

常勤監査役 中川 幸 三 ㊞

監査役 金子 光 邦 ㊞

監査役 竹内 洋 ㊞

監査役 中川幸三、金子光邦及び竹内 洋は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスのさらなる強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 上野 守生 （昭和14年11月5日生）

再任



● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和41年1月	当社入社 常務取締役	平成23年5月	株式会社リンガーハット社外監査役 （現任）
昭和51年1月	当社代表取締役社長	平成25年4月	日本財務翻訳株式会社代表取締役 会長（現任）
平成20年6月	当社代表取締役社長 兼 CEO		
平成22年6月	当社代表取締役会長	平成27年6月	当社取締役会長（現任）

【選任理由】

上野守生氏は、当社の前社長として30年以上にわたり経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役会長として、経験に裏付けられた的確な視点から経営全般に関する助言をおこなっており、重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。

<所有する当社の株式数>
7,761,880株

2 上野 剛史 （昭和45年1月30日生）

再任



● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成9年6月	当社入社	平成20年6月	当社代表取締役副社長 兼 COO
平成11年10月	当社営業本部電子開示推進室長	平成22年5月	株式会社アスプロコミュニケーションズ代表取締役社長（現任）
平成12年6月	当社取締役		
平成16年4月	当社常務取締役	平成22年6月	当社代表取締役社長（現任）
平成17年6月	当社専務取締役	平成26年7月	台湾普羅納克廈斯股份有限公司 董事長（現任）
平成19年6月	当社取締役副社長		

【選任理由】

上野剛史氏は、入社以来10年以上にわたり法定開示書類の電子化やデータベース事業など、現在の当社事業の大きな柱となる新分野を立上げ、陣頭指揮を執ってまいりました。また、当社社長就任後は中期経営計画策定や海外事業進出など企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、取締役候補者といたしました。

<所有する当社の株式数>
728,620株

3

わた なべ やつ お
渡 辺 八 男 (昭和28年1月21日生)

再 任



<所有する当社の株式数>
100,500株

● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和48年 3月	当社入社	平成20年 4月	当社常務取締役
平成11年 4月	当社営業本部カスタマサービス部長		ディスクロージャー営業本部長
平成12年 6月	当社取締役	平成20年 6月	当社取締役 専務執行役員
平成15年 6月	当社常務取締役		営業本部長 (現任)

【選任理由】

渡辺八男氏は、入社以来営業部門や制作部門に携わるなど、幅広い業務経験および知識を有しており、現在は営業本部長として営業部門全体を牽引し、当社主力事業の拡大、新規事業推進の中心的役割を担っております。これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

4

かわ ぐち まこと
川 口 誠 (昭和31年3月2日生)

再 任



<所有する当社の株式数>
59,600株

● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和51年 4月	当社入社	平成23年 4月	当社取締役 常務執行役員
平成18年 6月	当社取締役		制作本部長 兼 制作部長
	ディスクロージャー営業本部DTP 制作部長	平成25年 6月	当社取締役 常務執行役員
平成20年 6月	当社取締役 常務執行役員		製造本部長 兼 品質管理部、NAPS 推進室担当 (現任)
	カスタマサービス本部長		

【選任理由】

川口誠氏は、入社以来制作・製造部門に携わり、一連の製造に関する豊富な経験および知識を有しております。現在は製造本部長として当社戸田工場の生産効率向上や品質管理体制の構築に寄与しており、これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

5

たき
瀧まさ ひで
正 英 (昭和34年5月9日生)

再 任



<所有する当社の株式数>
34,100株

● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成9年12月	当社入社 営業本部情報システム部長	平成20年6月	当社取締役 常務執行役員 情報システム本部長 兼 ISO推進室 (ISMS) 担当
平成18年6月	当社取締役 情報システム室長	平成24年4月	当社取締役 常務執行役員 情報システム本部長 兼 品質管理部 担当
平成20年4月	当社取締役 情報システム部、ISO推進室 (ISMS) 担当	平成26年6月	当社取締役 常務執行役員 情報システム本部長 (現任)

【選任理由】

瀧正英氏は、長年にわたって情報システム関連業務に携わり、ITに関する高度な知識および経験を有しております。現在は情報システム本部長としてIT戦略の立案や情報セキュリティの強化を推進しており、これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

6

ふじ さわ
藤 澤けん じ
賢 二 (昭和33年7月18日生)

再 任



<所有する当社の株式数>
1,300株

● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成23年4月	株式会社タイトー 総務人事本部長	平成26年10月	当社管理本部 副本部長 兼 法務・コンプライアンス室長
平成26年4月	当社入社 管理本部 副本部長	平成27年6月	当社取締役 常務執行役員 管理本部長 兼 法務・コンプライア ンス室長 (現任)

【選任理由】

藤澤賢二氏は、前職より人事制度設計やコンプライアンス体制の整備に取り組むなど、総務・人事分野での豊富な経験および知識を有しております。現在は管理本部長として情報管理体制の強化や人材育成を推進しており、当社コーポレートガバナンスのさらなる推進・強化が期待できることから、取締役候補者といたしました。

7

おお わ だ まさ ひろ
大和田 雅博

(昭和27年9月22日生)

再任



<所有する当社の株式数>
25,400株

● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成13年 2月	当社入社	平成20年 6月	当社取締役 執行役員
平成14年 4月	当社営業本部総合企画室長		社長室長 兼 グループ企業担当、 法務・コンプライアンス室担当、
平成15年 5月	当社社長室長		内部統制推進室担当
平成18年 6月	当社取締役 社長室長	平成22年 4月	当社取締役 執行役員 社長室長 兼 グループ企業担当 (現任)
平成19年 7月	当社取締役 社長室長 兼 グループ企業担当、 法務・コンプライアンス室担当		

【選任理由】

大和田雅博氏は、入社以来経営企画、IR等の業務に携わり、豊富な知見を有しております。現在は社長室長として当社成長戦略の立案、推進のほか、グループ会社管理の中核を担っており、当社グループ経営に貢献することが期待できることから、取締役候補者といたしました。

8

し みず ゆう すけ
清水 雄輔

(昭和16年1月31日生)

再任

社外取締役

独立役員



<所有する当社の株式数>
一株

● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和41年 4月	株式会社日本経済新聞社入社	昭和60年 6月	同社代表取締役社長
昭和48年 4月	株式会社北澤バルブ（現株式会社 キッツ）入社	平成13年 6月	同社代表取締役会長
昭和50年 4月	同社取締役伊那工場長	平成20年 6月	同社最高顧問
昭和52年 6月	同社常務取締役	平成22年 6月	当社社外取締役（現任）
		平成23年 7月	株式会社キッツ名誉最高顧問（現任）

【選任理由】

清水雄輔氏は、経営者としての経験が豊富であり、これまで培ってこられた知識・経験等をもって当社経営に対し適切な助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制強化が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。



<所有する当社の株式数>
一株

● 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成4年4月	日本アイ・ピー・エム株式会社入社	平成8年6月	同社専務取締役経営企画部長
平成6年1月	三協フロンテア株式会社入社	平成13年6月	同社代表取締役専務営業推進本部長
平成7年6月	同社取締役経営企画部長 兼 営業本部地方ブロック統括	平成14年6月	同社代表取締役社長（現任）

【選任理由】

長妻貴嗣氏は、現在企業の代表取締役社長を務めており、企業経営における豊富な経験や見識を客観的立場から当社経営に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスの一層の充実が期待できることから、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 清水雄輔氏および長妻貴嗣氏は、社外取締役候補者であります。
3. 清水雄輔氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年であります。
4. 当社と清水雄輔氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
- また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は清水雄輔氏との当該契約を継続する予定であり、長妻貴嗣氏との間においても同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、清水雄輔氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。本議案をご承認いただいた場合には、同氏に加え、新任の長妻貴嗣氏も含めた両氏を、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、両氏はそれぞれ一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、同取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしております。

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1 ^{なか} ^の ^{けん} ^{いち}
中野 研一（昭和27年8月13日生）

再任



<所有する当社の株式数>
 37,600株

● 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

昭和49年4月 当社入社
 平成14年4月 当社製造本部製造部長
 平成19年10月 当社監査室長
 平成24年6月 当社常勤監査役（現任）

【選任理由】

中野研一氏は、入社以来当社の営業部門、制作部門および品質管理部門に携わり、当社の製造部門、内部監査部門の責任者を歴任するなど、当社事業内容や内部監査に関する豊富な経験および知識を有しており、それらを当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。

2 ^{なか} ^{がわ} ^{こう} ^{ぞう}
中川 幸三（昭和26年3月5日生）

再任

社外監査役

独立役員



<所有する当社の株式数>
 2,900株

● 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

昭和55年11月	デロイト・ハスキング・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所	平成23年12月	税理士登録（現任） 中川幸三税理士事務所所長（現任）
昭和60年2月	公認会計士登録（現任）	平成24年6月	当社常勤社外監査役（現任）
平成23年10月	中川幸三公認会計士事務所所長（現任）	平成25年6月	株式会社ニッキ社外監査役（現任）
		平成27年6月	キーコーヒー株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

【選任理由】

中川幸三氏は、当社事業との関連性が高い企業会計や金融商品取引法に精通しており、公認会計士および税理士としての専門的知識および豊富な経験等踏まえ、経営監視能力を十分に発揮することが期待できることから、社外監査役候補者といたしました。

3

たけ うち
竹 内よう
洋 (昭和24年7月14日生)

再 任

社外監査役

独立役員



<所有する当社の株式数>
一株

● 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

昭和48年 4月	大蔵省（現財務省）入省	平成25年 6月	清水建設株式会社社外取締役（現任）
平成14年 7月	同省関東財務局長	平成26年 6月	当社社外監査役（現任）
平成17年 8月	同省関税局長	平成28年 2月	オールニッポン・アセットマネジメン ト株式会社代表取締役社長（現任）
平成18年 8月	日本政策投資銀行理事		
平成20年10月	株式会社日本政策投資銀行取締役 常務執行役員		

【選任理由】

竹内洋氏は、長年にわたって金融行政や企業経営に携わった経験および見識を有しており、これらを当社の経営全般の監視に活かしていただくため、社外監査役候補者といたしました。

4

す どう
須 藤おさむ
修 (昭和27年1月24日生)

新 任

社外監査役

独立役員



<所有する当社の株式数>
一株

● 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

昭和55年 4月	弁護士登録	平成23年 6月	三井倉庫株式会社（現三井倉庫ホー ルディングス株式会社）社外監査役 （現任）
昭和58年 4月	東京八重洲法律事務所パートナー	平成24年 6月	株式会社アコーディア・ゴルフ社外 取締役（現任）
平成11年 6月	須藤・高井法律事務所パートナー （現任）		
平成17年 9月	株式会社バンダイナムコホールデ ィングス社外監査役（現任）		

【選任理由】

須藤修氏は、会社法をはじめとした企業法務全般に精通しており、弁護士としての専門的知識・経験等を活かし、当社の監査体制の強化が期待できることから、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 中川幸三氏、竹内洋氏および須藤修氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 中川幸三氏および竹内洋氏は、現在当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本定時株主総会終了の時をもって中川幸三氏が4年、竹内洋氏が2年であります。
 4. 中川幸三氏および須藤修氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、それぞれの選任理由に記載のとおり社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 5. 当社と中川幸三氏および竹内洋氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

- また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は中川幸三氏および竹内洋氏との当該契約を継続する予定であり、須藤修氏との間においても同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、中川幸三氏および竹内洋氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。本議案をご承認いただいた場合には、両氏に加え、新任の須藤修氏も含めた3氏を、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、3氏はそれぞれ一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、同取引所の定める独立役員の要件を満たしております。

第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

監査役金子光邦氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
金子光邦	平成5年6月 当社社外監査役（現任）

また、当社は平成28年5月18日開催の取締役会において、監査役の退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「監査役4名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合に再任される監査役3名に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内でそれぞれ本定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給いたしたく存じます。

なお、支給の時期につきましては、各監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

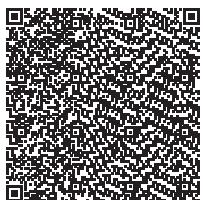
打ち切り支給の対象となる監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
中野研一	平成24年6月 当社常勤監査役（現任）
中川幸三	平成24年6月 当社常勤社外監査役（現任）
竹内洋	平成26年6月 当社社外監査役（現任）

以上

NAVITIME

出発地から
株主総会会場まで
スマホがご案内します。



スマートフォンで
QRコードを読み取り下さい

- 乗り換え検索
- 駅出入口まで分かる
- 最寄駅からナビ誘導



目的地入力は
不要です!!

株主総会会場ご案内図

ホテルJALシティ田町 東京 地下1階 ^{らんぼう}「鸞鳳の間」

東京都港区芝浦三丁目16番18号

TEL (03) 5444-0202



- 交通
- ・ JR田町駅芝浦口より徒歩約5分
 - ・ 地下鉄都営三田線・都営浅草線三田駅A4番出口より (JR田町駅構内経由) 徒歩約10分

この招集ご通知は、当社が開発したPRONEXUS WORKS (カラー対応版) により作成したものであります。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。